

船舶事故調査報告書

令和元年5月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成30年12月22日 13時30分ごろ
発生場所	香川県さぬき市馬ヶ鼻 ^{うま} 東方沖 馬ヶ鼻灯台から真方位087° 5.3海里付近 (概位 北緯34° 21.3′ 東経134° 21.4′)
事故の概要	貨物船第五大越丸 ^{だいごつ} は、東南東進中、また、漁船栄丸 ^{さかえ} は、えい網しながら北進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成31年1月11日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 第五大越丸、284トン 142181、大越海運株式会社、株式会社波方造船所 B 漁船 栄丸、4.9トン KA3-31128（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 航海士A、五級（航海） B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷船首部外板に擦過傷 B 船首部外板及びブルワークに破損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風速 約1.7m/s 視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	A 船は、航海士Aほか3人が乗り組み、自動操舵により東南東進中、航海士Aが、前路に航行の支障となる船舶がいらないと思い、下方を向いて携帯電話を操作しながら単独の船橋当直に当たっていたところ、B船と衝突した。 B 船は、船長Bが1人で乗り組み、えい網しながら北進中、船長が、周囲に船舶がいらないと思い、後部甲板で漁獲物の選別作業を行っていたところ、A船と衝突した。
分析	A 船は、東南東進中、航海士Aが、前路に航行の支障となる船舶がいらないと思い、携帯電話を操作しながら航行を続けたことから、B船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。 B 船は、えい網しながら北進中、船長Bが、周囲に船舶がいらないと思い、漁獲物の選別作業を行いながら航行を続けたことから、A船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、A船が東南東進中、B船がえい網しながら北進中、航海士Aが、前路に航行の支障となる船舶がいらないと思い、携帯電話を操作しながら航行を続け、また、船長Bが、周囲に船舶がいらないと思

	<p>い、漁獲物の選別作業を行いながら航行を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・航行中は、操船に集中し、常時周囲の適切な見張りを行うこと。・操業中であっても、周囲の適切な見張りを行うこと。